

第三者評価結果

事業所名：アスク和田町保育園

A-1 保育内容

A-1- (1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、運営法人内共通園の様式1と2を使用し、園独自で作成をしています。全体的な計画は保育の土台となるのなので、大幅な変更はありませんが、様式2は年齢ごとのねらい及び内容並びに配慮事項（養護と教育は一体となって展開されることに留意）なので、毎年3月に各クラスの現担任と担任の変更がある場合は新しい担任同士で話し合い、振り返り事項や意見等を出しています。様式1の項目に関しても見直しそれらを基に園の現状に沿った計画になるよう、園長が各項目の文言の追加や変更の必要性等の最終判断を下し、主任の協力を得て作成しています。それらを踏まえ、次年度の指導計画や保育等に反映しています。</p>	
A-1- (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>環境整備として、清掃は出勤した職員が協力して行なっています。トイレは特に入念に行なっています。園内各所やおもちゃの消毒を定期的にし、衛生面や感染症対策にも気を配っています。温湿度は日誌と午睡チェック表に記録をしています。換気も適宜行なっています。0歳児クラスは埃が立ちにくい床暖房を設置しています。全クラスクッション性のある床材にしています。道路から保育室の様子が見えてしまう環境なので、防犯対策や子どものプライバシーに配慮し、あえてカーテンを引いています。年齢、季節、子どもの様子などを見て、家具の配置や環境の見直しをしています。敷物、棚、机などを利用して生活動線、生活空間の確保を工夫しています。トイレ設備の臭い対策のため、24時間換気をしています。便器の大きさ、手洗い場など子どもの使い勝手に配慮した造りになっています。園庭の砂場は毎週掘り起こし、天日干しもしています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>入園時の保護者の提出書類や入園時個別面談からの情報、入園後の子どもと職員の関わり、子どもを観察することなどからも子どもを把握し、十分に尊重しています。園独自の目標や目指す保育のポイントを踏まえ、各クラスで成長や発達に合った計画を作成しています。また、そのクラス独自でやりたいこと、子どもの様子から引き続き行うことも取り入れ、子どものやりたい気持ちなどをくみ取り保育をしています。職員間で連携をとり、子どもと個別に対応しているときは、他の職員が全体を見えています。また、職員は子どもの個人差に配慮しながらその子どもに合わせた声掛けをするようにしています。配慮に欠ける言葉かけや対応があった時は職員同士で注意し合えるよう、コミュニケーションを図ることを常に心がけています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>挨拶、食事、排泄、着脱など、基本的な生活習慣が身についたり、園での生活がスムーズに行えるよう、年齢や発達に合い、段階的に進めるための援助をしています。職員は子どもができたことを認め、褒めて、自信が持てるようにしています。自分でやりたい気持ちを大切に、待ったり、見守ったりしています。子どもが自分でやってみたくなる職員の働きかけ、環境設定、方法を考えています。子どもの甘えの感情も受け止めています。園での箸の使用は、4歳児クラスで5歳を迎える頃を目安に個別対応をしています。歯磨きはコロナ禍から中止中です。活動は動と静のバランスを考えています。月齢の低い子どもの午前寝、夕寝等子どもの状態により組み合わせています。基本的な生活習慣を身につけることの大切さについては、日々の保育の中で年齢に合わせて伝えていきます。保護者には園で行っていることを伝えたり、アドバイスをしたり、家庭と連携して進めていけるようにしています。</p>	

<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 各保育室はおもちゃや絵本が自分で取り出せる環境になっています。自由時間でのブロックの制作途中のものや完成品を置いておける場所を確保しています。外出に適した気候の良い時や行事等のスケジュールがない時は園外に出て楽しく歩き、公園等の遊びの中で身体を進んで動かしています。一斉活動では、みんなで遊ぶためにはルールを守ることが大切であることを伝えています。戸外活動時は、社会的ルールを知り身につける機会ともしています。公園遊びでは季節により、虫探しや木の実拾いなども楽しんでいます。保土ヶ谷区保育資源ネットワーク構築事業の一環で年長児は近隣の3、4保育園との交流会をしています。年2回のプロの紙芝居では子どもたちは楽しみながら空想の世界を広げています。また、外部講師による定期的な英語、体操、音楽、（ダンスは今年度は休止中）のカリキュラムもあります。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 衛生面に配慮をしながら、床暖房、クッション性のある床材、おもちゃ・知育玩具の用意など乳児の発達や興味関心に合わせた生活環境を整えています。子どもの表情や様子、発する声などを大切に、柔らかな表情で穏やかな言葉をかけながら応答的な関わりやスキンシップを十分にしています。丁寧な関わりから愛着関係をつくり、子どもが安心して過ごせるようにしています。月齢や一人ひとりの成長に合わせた玩具は子どもの手の届く棚に置かれ、子どもが自分で選べるようにしています。個別の連絡帳、送迎時に子どもの様子を丁寧に伝えて保護者と信頼関係を築き、24時間の生活リズムを整えられるように連携しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 子どもが自分でやりたい気持ち、意欲を大切にしながら見守り、さりげなく援助しています。お山座りが上手くできた時に見せる子どもの自信に満ちた表情を職員は見逃さず褒めています。全身を使って遊ぶときには、ケガにつながる状況を予測し、安全に配慮しています。子どもの自我の育ちを受けとめ、職員間で連携して、子どもの気持ちの切り替えに余裕を持って対応できるようにしています。職員と一緒に遊んだり見守ったりしながら、友だちへの興味を大切に、関わりを見守りながら、自分の気持ちを簡単な言葉や仕草で伝えられるよう職員は仲立ちしています。友だちとぶつかって泣いてしまった子どもに優しく声をかけ、本人の気持ちを受け止めています。担任のほか、異年齢で遊んだり、給食担当職員など関わる機会は多くあります。個別の連絡帳、送迎時のやりとりなど一人ひとりの体調や様子について保護者と連絡を取り合い、家庭との連携を深めています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 3歳児クラスは単独の保育室、4、5歳児クラスはオープンフロアを家具で区切ってそれぞれクラス活動をしています。幼児クラスは日常的な関わりを持っています。友だちとの関わりが深まり、友だち同士の遊びの中からたくさんを学んでいます。時には喧嘩もしますが、職員は基本的にはすぐに仲裁せず、子どもの様子を見守ります。様々な感情を感じる体験でもあり、相手の気持ちを理解する貴重な体験と捉えています。ルールのある遊びやゲームは職員も一緒に行い、みんなで楽しく遊べるように援助をしています。今年度から5歳児クラスはSTEAMS保育を取り入れています。例えば「紙飛行機を作ろう」という職員の問いかけからどんな素材にする、どう作るなど子どもたちが考え、意見を出し合える環境を作っています。子どもたちから発言を大切にしながら進め、飛行機を完成させていっています。また、園での活動については連絡アプリケーション配信（写真入り）、園だより、クラスだよりで保護者に伝えています。幼保小連絡会で園の活動や子どもたちの育ちを伝えています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 園内は建物の1階部分をしています。園内はバリアフリー構造で、多目的トイレの設置があり、身体的な障がいがある場合のハード面での環境整備の配慮をしています。障がいのある子どもを受け入れた時は、子どもの状況や発達過程に合わせた個別指導計画（年間・月間指導計画・週案日誌）を作成します。障がいについて特定がない場合でも配慮が必要な子どもには園の判断で職員を加配する対応をしています。配慮事項を意識して職員会議等で話し合い職員間で情報を共有しています。保護者とは関わり方や対応について伝えあい、園でも安心して過ごせるよう配慮をしています。区の支援課や運営法人内の専門家の訪問による相談やアドバイスを受けることができます。職員は障がい児や要配慮児の保育研修に参加しています。研修の内容は会議で報告し、情報共有しています。今後は、園では統合保育を行ない、子どもにとってのより良い環境を考えた受入れを行なうなどのことを何らかの形で全保護者に周知・理解を促す取組が望まれます。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
----------------------------------------------------------------------	---

<コメント>

全体的な計画と年間指導計画に、「長時間にわたる保育」欄があり、在園時間の長い子どもが無理なく園生活を送れるようにしています。子どもが家庭と変わりなくゆったりと過ごすことができる環境作りや生活リズムが合うようにしています。延長保育時間の合同保育時は、専用のおもちゃを用意したり、職員が遊びを提案するなどして変化をつけています。年齢の低い子どもの安全にも配慮をしています。朝の延長保育時間勤務の職員がおり、毎日同じ職員が迎えてくれます。2歳児クラスまでは朝おやつがあります。昼食は規定量はありますが、一人ひとりの食欲や生活リズムに合わせた量を提供しています。保育中適宜水分補給もできるようにしています。保護者との契約によっては夕食の提供もできます。子どもの状態について0、1歳児クラスは「視診・検温記録表」、2歳児クラスから「申し送り表（2歳児クラスと幼児クラスは別様式）」を使用し、口頭でも職員間で情報を引き継いでいます。保護者に子どもに関する伝達が十分に行われるよう「視診・検温記録表」「申し送り表」で確認しながら伝え漏れのないようにしています。

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	b
----------------------------------------------------------------------------	---

<コメント>

全体的な計画に「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」「小学校連携」欄を設けています。それらを踏まえ、5歳児クラスの年間指導計画作成では、年間を通し就学を見通した保育を行なえるようにしています。学童保育との連携でオンラインを活用した5歳児と学童に通う子どもたちとの交流機会を年4回設けています。年明けからは午睡をしない日を設け最終的に午睡をなくす、上履きに慣れる、自分のことは自分の言葉で伝えられるようになど、小学校への接続を意識した活動をしています。小学校に送る保育所児童保育要録は、園での在職が長い職員が多いので、各学年を担当した職員の記録の他、口頭でも情報を得ながら、5歳児のクラス担任（要録の書き方研修を受けている）が作成し、園長が最終確認をしています。小学校教員とのやりとりでも子どもの情報を伝え、入学してからの参考にもなっています。

<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	b

<コメント>

子どもの健康管理に関するマニュアルと保健計画があります。それに基づき登園時に保護者から子どもの様子（食事・睡眠・遊び・機嫌など）確認をしています。職員は保護者の情報と子どもを観察することで一人ひとりの様子を把握しています。保育中に子どもの様子に変化がある場合は、お迎え時に伝え、帰宅後の家庭での様子や過ごし方を含め、翌日に必ず確認をしています。子どものり患や予防接種追加状況は保護者から口頭で聞き取った後、健康調査票に職員が追記をしています。乳幼児突然死症候群（SIDS）の知識について、職員に周知をしているほか、保護者には入園前の個別面談時に説明しています。その後も懇談会や園だよりでも発信しています。子どもの午睡中は0歳児クラスは5分、1、2歳児クラスは10分、3歳児クラス以上は30分ごとにチェックしています。

<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	b
----------------------------------------------------	---

<コメント>

園医による内科健診、歯科健診は年2回行なっています。内科健診は毎月の身長体重測定結果とともに「一年の成長の記録」に、歯科健診は「歯科健診表」に記載をするほか、昼礼ノートや会議の中でも全職員に周知をしています。園に限らず転びやすい子どもが増え、ケガにつながるため、体幹が鍛えられる取組を保健計画に入れています。コロナ流行の油断ができない状況であることを踏まえ、手洗い、うがいの徹底など注力しています。子どもにも健康の大切さについて年齢に合わせて職員が伝えています。園医をかかりつけ医にしている家庭が多いですが、健診前には保護者の問い合わせに応じ、園医に伝えて回答をもらっています。内科健診結果は「一年の成長の記録」で、歯科健診結果は別書面で保護者にその日のうちに報告しています。

<p>A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	b
---------------------------------------------------------------------------	---

<コメント>

「食物アレルギー対応マニュアル」にそって対応しています。食物アレルギーのある子どもの保護者には、主治医に相談の上で、「生活管理指導表」を提出してもらっています。毎月の献立表の確認のほか、半年ごとにアレルギー面談をしています。園ではアレルギー源の一つである卵を使用しない給食の提供をしています。命にかかわることなので、食物アレルギー対応の食事は、マニュアルに沿い、トレイ・皿の色を分け、机も他の子どもとの間をあけて一番最初に提供しています。おかわりも一緒に提供しています。職員会議の中で、給食担当よりアレルギーのある子どもの再確認をし、個別の対応について職員間で共有しています。重要事項説明書の中で、園のアレルギー対応について明記しています。食育の中で子どもたちにもアレルギー疾患について、職員が伝えています。

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	b
<p><コメント></p> <p>職員は一人ひとりの食べる量や好き嫌いを把握していますが、無理強いをすることはありません。「食育」に力を入れ、食育年間計画に基づき活動しています。栄養士や職員による話（三色表、防災食、食文化について等のほか、毎月のクッキング（いもち、モンブラン、ホットドック等）、0歳児クラスからの栽培（ナス、ピーマン、キャベツ等）をしています。収穫物は給食の食材になります。4、5歳児クラスは給食当番が盛り付けをするバイキング方式にしており、子どもは当番に「少な目」「もっと」など伝えていきます。保護者には玄関に献立表と今日の献立を掲示し、連絡アプリケーション配信で写真を送付しています。家庭からの食に関する疑問や給食のレシピについてなどその都度答え、食生活について連携をしています。レシピはSNS配信もしています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
<p><コメント></p> <p>献立は運営法人が旬の食材、和・洋・中のバランスなども考慮しながら作成したものを使用しています。給食・午後おやつは手作りにこだわり、献立には月見、ハロウィン等年中行事に合った献立のほか、太平燕風春雨スープ（熊本）、芋煮（山形）等郷土料理も登場します。子どもの喫食状況は残食記録簿で把握しています。その他給食担当職員は給食、おやつの時間に保育室を回り、子どもたちの表情や声、様子を直に確認するようにしています。献立は2週間ごとのサイクルメニューなので、盛り付け方、形状、味付けなど次回に速やかに生かすことができます。マニュアルに基づき衛生管理や事故防止に努めています。給食担当職員の体調管理にも十分に留意をしています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>年度始めのクラス懇談会で保育の流れや子どもの育ちを説明しているほか、園だより、クラスだより、ほけんだより、給食だよりを通じて理解を得るようにしています。2歳児クラスまでは個別の連絡帳で日々の子どもの様子や健康状態について丁寧なやりとりをしています。幼児クラスは日々の活動はアプリケーション配信や口頭でも伝えるようにしています。コロナが落ち着いてきたので保護者参加行事を増やしています。春の親子遠足、運動会、生活発表会、保育参観週間（年2回）等保護者と子どもの成長を共有できるようにしています。運営委員会後は、運動会の準備の手伝いをしてもらいました。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>クラス懇談会は年2回、個別面談は年2回（1回は希望制）、運営委員会は年2回実施をしています。日々の降園時には保護者に子どもの様子を伝えたり、家庭での様子を聞いたりするようにしています。職員が気づいた保護者の様子はすぐ園長に伝わるようになっているので、園長も率先して話をしています。ゆっくり話を聞く場合は保護者のプライバシーや落ち着いて話ができるよう、空いている保育室を使っています。保育室を使う相談には必ず園長も立ち会っています。内容によっては栄養士の専門的な立場からのアドバイスを受けることもできます。立ち話で終わらず、継続してフォローが必要なケースは個人ファイルの個人面談記録に残しています。保護者が本部に直に連絡できるシステムもあります。</p>	

【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<コメント> 職員は保護者の言動、状態、子どもの衣類の着脱時、言動などに注意を払い体罰のみならず言葉の虐待、ネグレクトなどの早期発見に努めています。保護者には園長、主任、職員から積極的に声掛けを行い話しやすい環境を作るようにしています。子どもへの虐待等権利侵害の可能性がある場合には、保土ヶ谷区こども家庭支援課や横浜市西部児童相談所に報告する体制があります。虐待防止に関するマニュアルを整備し、人権研修を定期的に行ない、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動の理解できるようにしています。普段と違う保護者の様子がある場合には全体で共有し、対応について確認する体制があります。「入園のしおり」には、児童福祉法第25条第一項に該当する場合には法令に基づいて保護者の同意を得ることなく横浜市西部児童相談所、保土ヶ谷区子ども家庭支援課に情報提供する旨を明記しています。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<コメント> 職員間で、日々の保育については週日案で共有しています。職員は、子どもが経験を積む、いつまでも思い出に残るよう日々の保育を大切にす視点を各指導計画を立て、保育とのつながりを見ながら子どもの発達過程や心の育ち・意欲・興味などをよく観察しています。職員の援助・関わりが適切であったかなどを確認しながら指導計画の自己評価をしています。職員個人の目標を立てた自己評価は年4回の園長面談で振り返りや確認をしています。各会議や園内研修では職員から互いの意見や疑問点、保育の課題や改善についての提案が出されており、保育の質の向上、意識の向上につながっています。職員の自己評価結果から明らかになった課題をまとめたり、保護者アンケートの結果を反映したり、園としての課題とし、保育所全体の自己評価をしています。保育所の自己評価は玄関ファイルを置いたり、お便りで公表をしています。	